

平成30年度

# 季節労働者資格取得促進事業

資格(免許)を取得して通年雇用を目指す

季節労働者の皆さんを支援します。

## ●支援(助成)の内容

指定教育訓練の受講料等の費用(検定料・印紙代などは除く)の  
**4割(134,000円を上限)**を助成します!

※ 支援(助成)は、事前の申請及び承認が必要です。

※ 資格取得後、承認された助成金の交付申請が必要です。

指定教育訓練とは

- 大型、大型2種、中型、中型2種、普通2種、大型特殊、けん引免許(公安委員会指定教習所の教習に限る)
- 車両系建設機械、フォークリフト、各種作業主任者などの技能講習(労働安全衛生法別表第十七及び第十八に限る)
- 介護職員初任者研修などの福祉・介護資格関連
- その他通年雇用化に高い効果が認められる教育訓練(要相談)

## ●支援(助成)対象者

1. 通年雇用化を目指す、**陸別町、足寄町、本別町、池田町、豊頃町、浦幌町**にお住まい(住民登録している)の方
2. 雇用保険の短期雇用特例被保険者または離職者で直前の離職の雇用保険の区分が短期雇用特例被保険者であった方

## ●支援(助成)を受けるための手続き

1. 申請に必要なもの
  - ・雇用保険特例被保険者証の写しなど季節労働者であることの証明書
  - ・教習機関の受講料等がわかる資料(見積書等)
  - ・印鑑及び身分を証明するもの(運転免許証または住民票)
2. 事前相談
  - ・**講習等受講前に役場担当窓口において通年雇用化相談をしてください。**

お問い合わせ

ふるさと東十勝通年雇用促進協議会

(事務局 足寄町役場経済課商工観光振興室)

〒089-3797 足寄町北1条4丁目48番地1足寄町役場内

☎0156-25-2141 (内線251)